

3 「他の教科」の免許状の取得方法（別表第4）

所要資格及び最低修得単位数

【別表第4、施行規則第15条】

受けようとする他の教科 についての免許状の種類		有することを 必要とする 免許状	最低修得単位数		
			教科に関する専門的事項 に関する科目	各教科の指導法に 関する科目	大学が独自に 設定する科目
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	20	8	24
	1種免許状	専修免許状 1種免許状	20	8	-
	2種免許状	専修免許状 1種免許状 2種免許状	10	3	-
教科に関する専門的事項に 関する科目		免許教科の種類に応じた「教科に関する専門的事項に関する科目」（P10参照）のすべての科目について、それぞれ1単位以上修得すること ※すべての科目において、一般的包括的内容を含めた上で修得すること			
各教科の指導法に関する科目		受けようとする免許教科ごとに修得すること			
大学が独自に設定する科目		「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること			

- (注) 1 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において修得すること。

【別表第4備考第2号】

- 2 1種免許状に係る単位は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得することができる。この場合、2種免許状に係る単位数を差し引いた単位数は、短期大学の専攻科において修得すること。

【別表第4備考第3号】

- 3 専修又は1種免許状の授与を受けようとする場合において、当該教科についての1種又は2種免許状を有しているときは、授与を受けようとする免許状（専修又は1種免許状）の最低修得単位数から既に有している免許状（1種又は2種免許状）の最低修得単位数を差し引いて修得すること。

【別表第4備考第4号】

- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

(2) 単位の修得方法

①「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法

【施行規則第4条第1項の表備考第1号】

免許 教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	○ 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを 含む。） ○ 国文学（国文学史を含む。） ○ 漢文学 ○ 書道（書写を中心とする。）
社会	○ 日本史・外国史 ○ 地理学（地誌を含む。） ○ 「法律学、政治学」 ○ 「社会学、経済学」 ○ 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	○ 代数学 ○ 幾何学 ○ 解析学 ○ 「確率論、統計学」 ○ コンピュータ
理科	○ 物理学 ○ 化学 ○ 生物学 ○ 地学 ○ 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	○ ソルフェージュ ○ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ○ 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ○ 指揮法 ○ 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	○ 絵画（映像メディア表現を含む。） ○ 彫刻 ○ デザイン（映像メディア表現を含む。） ○ 工芸 ○ 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美 術及びアジアの美術を含む。）

免許 教科	教科に関する専門的事項に関する科目
保健 体育	○ 体育実技 ○ 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、 体育社会学、体育史」・運動学 （運動方法学を含む。） ○ 生理学（運動生理学を含む。） ○ 衛生学・公衆衛生学 ○ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及 び救急処置を含む。）
保健	○ 生理学・栄養学 ○ 衛生学・公衆衛生学 ○ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及 び救急処置を含む。）
技術	○ 材料加工（実習を含む。） ○ 機械・電気（実習を含む。） ○ 生物育成 ○ 情報とコンピュータ
家庭	○ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学 を含む。） ○ 被服学（被服実習を含む。） ○ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習 を含む。） ○ 住居学 ○ 保育学
職業	○ 産業概説 ○ 職業指導 ○ 「農業、工業、商業、水産」 ○ 「農業実習、工業実習、商業実習、水産 実習、商船実習」
職業 指導	○ 職業指導 ○ 職業指導の技術 ○ 職業指導の運営管理
英語	○ 英語学 ○ 英語文学 ○ 英語コミュニケーション ○ 異文化理解
宗教	○ 宗教学 ○ 宗教史 ○ 「教理学、哲学」

※すべての科目において、一般的包括的内容を含めて修得する。